

令和 4 年度補正予算・令和 5 年度当初予算 について

令和 5 年 1 月
中小企業庁

- 1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援**
- 2. 価格転嫁対策の更なる強化**
- 3. 中小企業が生み出す付加価値の向上**
 - (1) 事業再構築補助金の拡充**
 - (2) 生産性革命推進事業の拡充**
 - (3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応**
- 4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて**
- 5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント**

1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援

2. 価格転嫁対策の更なる強化

3. 中小企業が生み出す付加価値の向上

(1) 事業再構築補助金の拡充

(2) 生産性革命推進事業の拡充

(3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応

4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて

5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント

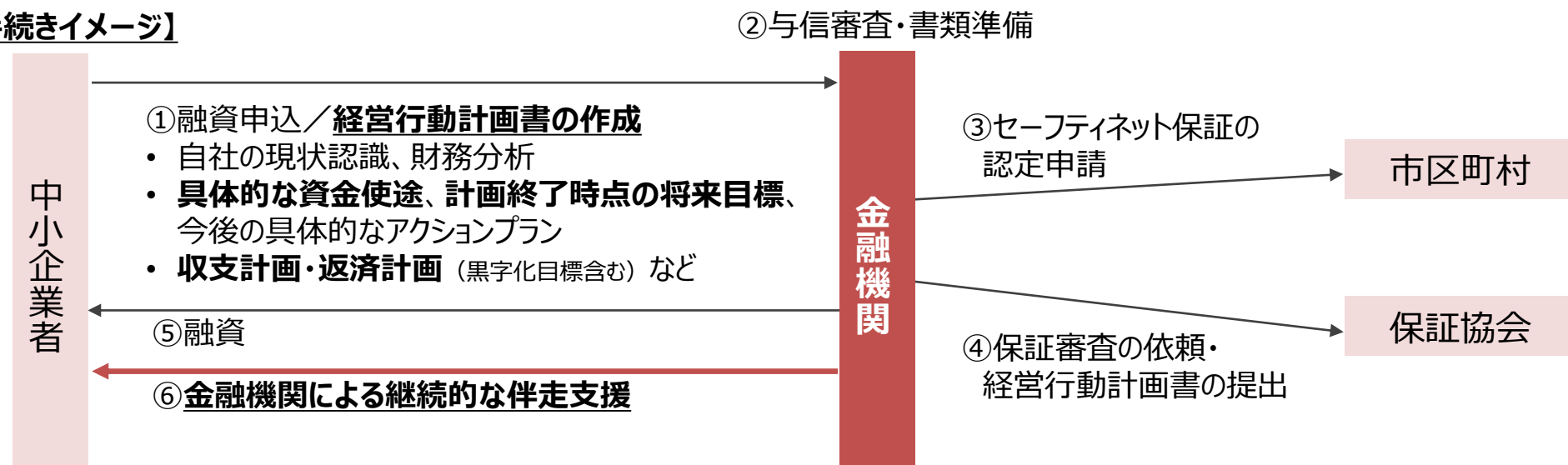
新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設

- 今後、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中する見込み。
- こうした状況を踏まえ、民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設し、2023年1月10日から運用開始。

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- **売上高または利益率の減少要件（5%以上）、もしくはセーフティネット4号または5号の認定取得が要件。**また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成**が必要。

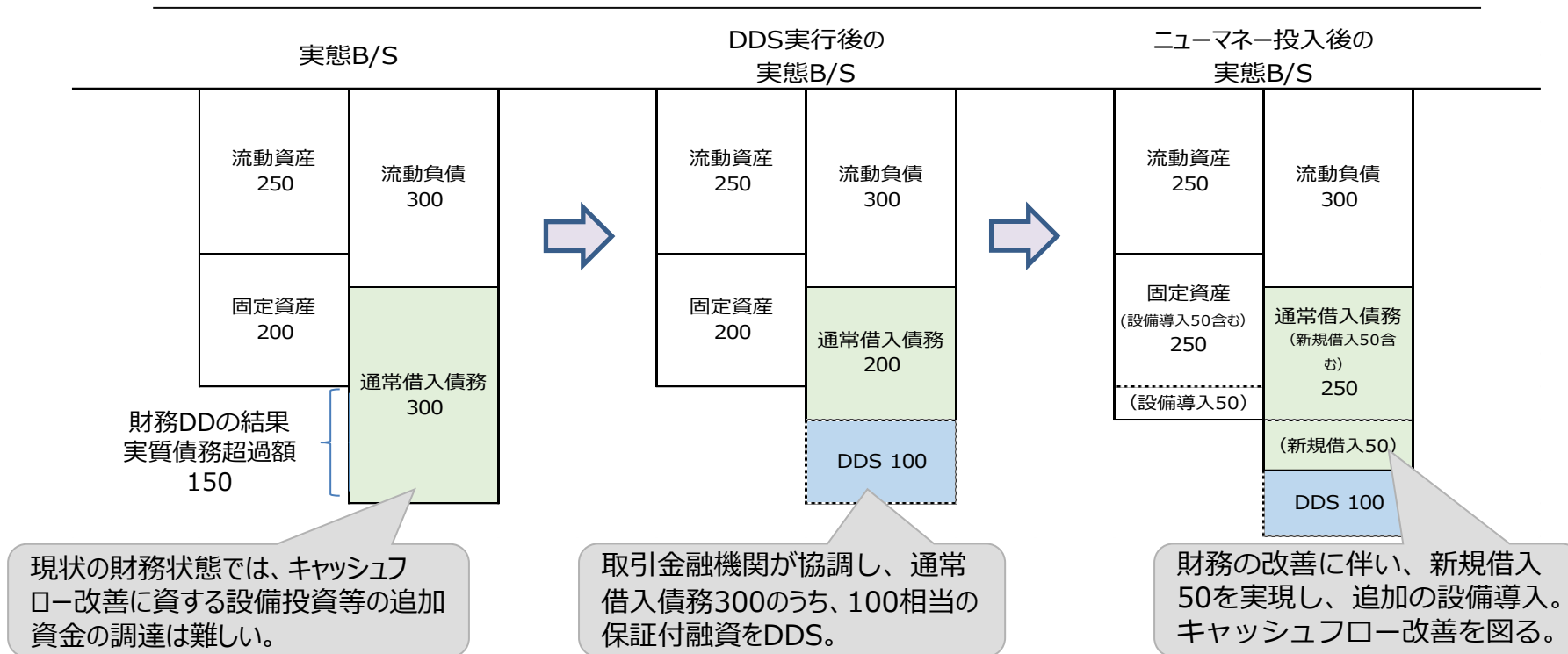
【手続きイメージ】



保証付DDSの活用促進

- 特に債務超過に苦しむ事業者については、状況の打開のためにキャッシュフロー改善に資する設備投資を実施してたくても、現状の財務状態では追加の資金調達もままならないケースあり。
- そのため、**既存の保証付融資の一部を資本的劣後債権へ転換(保証付DDS)**することで、**財務を改善し、ニューマネー投入を実現**。
- 保証付DDSの活用を促進するため、現行の要件となっている中小企業活性化協議会等による計画のみならず、**認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成された経営改善・事業再生等の計画**においても、**全債権者の合意を得たものであれば対象**とする。

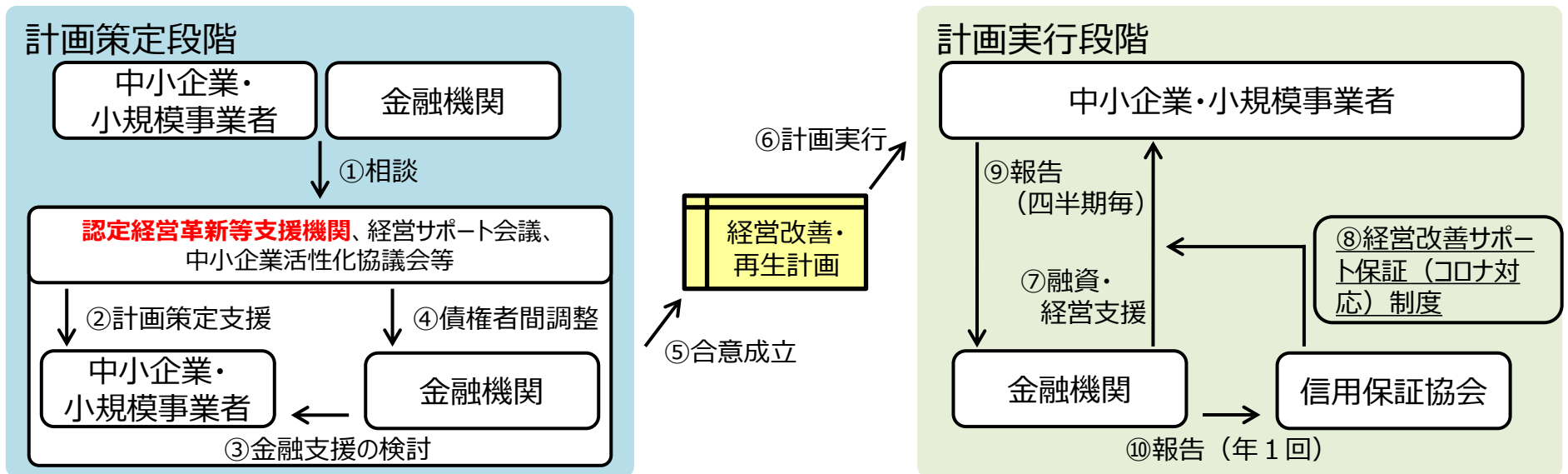
債務超過企業がDDSを活用するイメージ



経営改善サポート保証（コロナ対応）の活用促進

- 経営改善サポート保証制度は、経営サポート会議※や中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、保証付融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 今後、コロナ禍で債務を抱え、特に経営状況の苦しい企業の利用ニーズの増加が想定されることを踏まえ、**認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成された経営改善・事業再生等の計画**においても、**全債権者の合意を得たものであれば対象**とする。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証および**コロナ禍のSN5号からの借換については100%保証**。
- 保証料率 **0.2%（従前：0.8%以内、1.0%以内）**
- 金利 金融機関所定
- 保証期間 15年以内
- 据置期間 **5年以内（従前：1年以内）**

～経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充と収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速～

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等を展開するため、本年3月、「**中小企業活性化パッケージ**」(資金繰り支援、収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援)を公表。
- その後、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策(本年4月26日)」により、**日本公庫等の実質無利子・無担保融資等の期限を本年9月まで延長**。
- 事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、コロナ貸付の申請件数等を踏まえ、**ポストコロナへの段階的移行を図りつつ(伴走支援型特別保証の上限引上げ、スーパー低利・無担保融資の継続・貸付上限の引上げ、無利子・危機対応融資の終了等)**、コロナ融資の返済負担軽減策の検討など**コロナ資金繰り支援の継続・拡充**を図る。
- また、**物価高騰対策**として、価格転嫁の促進と併せて、**セーフティネット貸付の金利引下げ措置の期限を延長**する。
- 更に、中小企業活性化協議会等による**収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させるための措置**を講じる。

I. 経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充

ポストコロナに向けた段階的移行

① 伴走支援型特別保証の拡充

→ 金融機関による伴走支援を条件に、保証料を引き下げる(0.85%→0.2%等)特別保証(100%保証等、年度末まで)について、前向き投資を促すために保証限度額を引き上げ【6,000万円→1億円】

※前向き投資には事業再構築補助金や生産性革命推進事業等が活用可能(参考参照)

② 日本公庫等のスーパー低利・無担保融資の継続【来年3月末まで】・**拡充 + 無利子・危機対応融資(商工中金・政投銀)の終了(9月末申込分まで)**

→ 低利融資の対象となる貸付限度額を引き上げ【3億円→4億円(中小事業)】

→ スーパー低利・無担保融資(コロナ特貸)の期限を延長【9月末→年度末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.16%、国民事業：0.31%

コロナ資金繰り支援等の継続・拡充

① **セーフティネット保証4号(別枠(上限2.8億円)、100%保証)の期限延長【9月末→12月末まで】**

② **セーフティネット貸付(物価高騰対策)の金利引下げ(▲0.4%) 期限延長【9月末→12月末まで】**

※貸付期間5年 中小事業：0.66%、国民事業：1.41%

③ **借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討**

④ **事業者の資金繰り支援等のための金融機関等への要請**

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

- ① 認定支援機関による伴走支援の強化
- ② 中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化

事業再生フェーズ

- ① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充
- ② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設
- ③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定
(経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和)

再チャレンジフェーズ

- ① 経営者の個人破産回避のルール明確化
- ② 再チャレンジに向けた支援の強化

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」**を設置。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

更に加速するための追加措置

○収益力改善支援実務指針の策定

- 支援機関向けに、収益力改善支援の**実務指針**を策定。経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保。

① 再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設

- 中小機構が出資する再生ファンドについて、**民間出資者に優先分配する仕組みの創設**。

② 再生系サービサーを活用した支援スキームの創設

- 中小企業活性化協議会との連携による、**再生系サービサーを活用した支援スキームの創設**。

③ 金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進

○経営者の個人破産回避に向けた取組の促進

- 再チャレンジのネックとなる**個人保証**について、**個人保証に依存しない融資慣行の確立**に向けた施策を本年中にとりまとめ。
- 融資先の廃業時等に「**経営者保証に関するガイドライン**」に基づく**保証債務整理**を行った割合を把握するなど、金融機関に対して、よりきめ細かいフォローアップを行う。

中小企業活性化協議会の機能強化

- **飲食業・宿泊業支援専門窓口**の設置
- **信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局**の間で**連携協定**を締結。民間無利子融資先を中心に、収益力改善等を連携して支援。
- 中小企業活性化協議会（416人体制で稼働中）について、**サテライトでの相談対応**（17協議会）を行うことで体制を強化。
- 地域金融機関職員を再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣する**トレーニー制度の拡充**。

経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速 ～

2022年12月23日
経済産業省
金融庁
財務省

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン(経営者保証ガイドライン)の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、**①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む「**経営者保証改革プログラム**」を**策定・実行**していく。

1. スタートアップ・創業 ～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

- ① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**(保証割合:100%/保証上限額:3500万円/無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】
(※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
(※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
- ③ **商工中金のスタートアップ向け融資における経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
(※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
- ④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

2. 民間金融機関による融資 ～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の作成、公表の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

- 主な施策**
- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
 - ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=**100%を目指す**。
 - ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
 - ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

- 主な施策**
- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請**。
 - ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
 - ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「**組織的事例集**」の更なる拡充及び横展開を実施。

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

- 主な施策**
- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

3. 信用保証付融資 ～経営者保証の提供を選択できる環境の整備(希望しない経営者保証の縮小)～

- 経営者保証ガイドラインの要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法(保証料の上乗せ、流動資産担保)を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組を行う。

(1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

主な施策

- ① 経営者の取組次第で達成可能な要件(法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること 等)を充足すれば、保証料の上乗せ負担(事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動)により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】
(※)無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%(ともに2021年度(法人))
- ② **流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】
- ③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証)の時限的創設**【24年4月～】
- ④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】 等

(2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

主な施策

- ① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】
- ② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

4. 中小企業のガバナンス ～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

主な施策

- ① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】
- ② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策(経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援)における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】
(※)年間計画策定支援件数:2,821件(2021年度)
- ③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】 等

コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**(100%保証の融資は100%保証で借換え)」「**コロナ借換保証**」を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者(債務償還年数が13年以上)であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。

経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度の創設 (スタートアップ創出促進保証 (SSS保証))

- 起業関心層のうち、約8割が起業をためらう原因として経営者保証を挙げている。
- そのため、創業時に信用保証を受ける場合、経営者保証を不要とする新しい信用保証制度を創設。

| | |
|---------------|---|
| 資格要件 | <ul style="list-style-type: none">● これから法人を設立する創業予定者と法人設立後5年未満の創業者。 * 創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを追加的な要件とする。 |
| 保証限度額等 | <ul style="list-style-type: none">● 保証限度額：3500万円（保証割合：100%） |
| 保証期間等 | <ul style="list-style-type: none">● 保証期間：10年以内（据置期間1年以内。プロパー融資がある場合は3年以内も可） |
| 貸付金利・保証料率 | <ul style="list-style-type: none">● 貸付金利：金融機関所定利率● 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の信用保証料率に0.2%を上乗せ |
| ガバナンス向上のための工夫 | <ul style="list-style-type: none">● 創業3年目及び5年目の決算申告時に、ガバナンス支援の専門家による経営者保証ガイドラインの充足状況のチェックを受け、結果を記したチェックシートを金融機関に提出。提出を受けた金融機関は内容を確認し、その後信用保証協会に提出する。 |

1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援

2. 価格転嫁対策の更なる強化

3. 中小企業が生み出す付加価値の向上

(1) 事業再構築補助金の拡充

(2) 生産性革命推進事業の拡充

(3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応

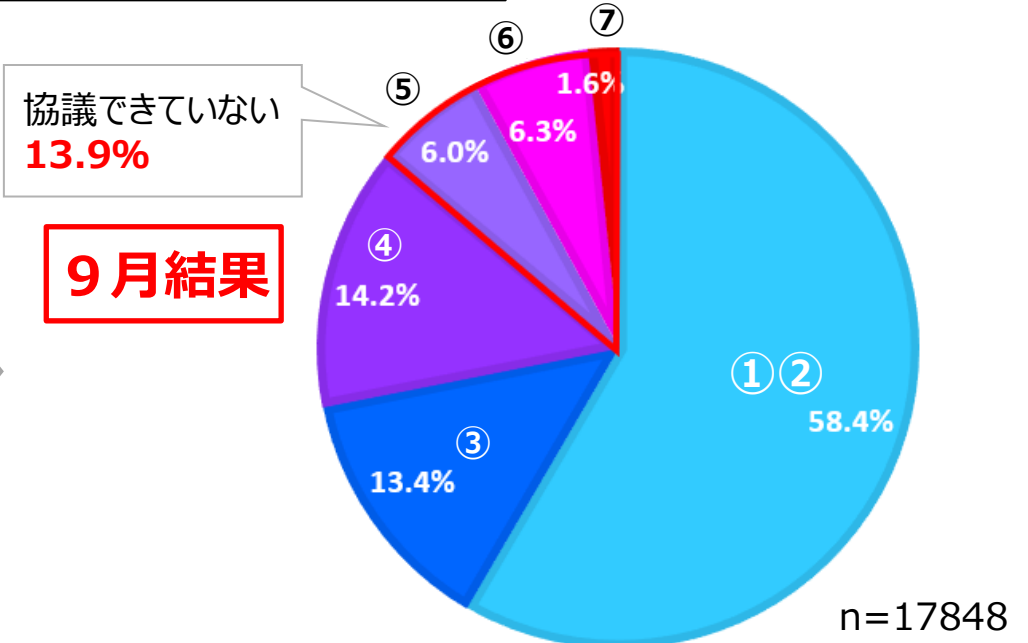
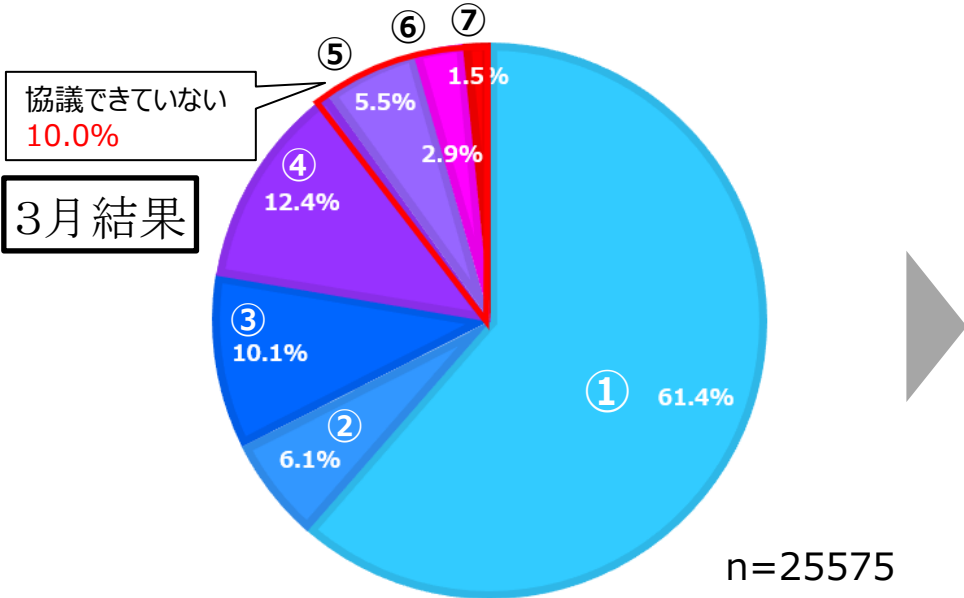
4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて

5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント

価格交渉の状況（9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果）

- 価格交渉が全く出来ていない企業の割合は、約1割。（本年3月時点10.0%⇒9月時点13.9%）

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の状況について、御回答ください。



- ①発注側企業に協議を申し込み、話し合いに応じてもらった。（協議の結果、価格が変更されなかった場合も含む）
- ②コスト上昇分を取引価格に反映させるため、発注側企業から協議を申し込まれた。
- ③コストが上昇していないため、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- ④コストは上昇しているものの、自社で吸収可能と判断したため、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- ⑤発注量の減少や取引を断られるおそれがあること等を考慮し、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- ⑥発注側企業に協議の申し込みを行ったが、応じてもらえなかった。
- ⑦取引価格を減額するために、発注側企業から協議を申し込まれた。（協議に至らない一方的な通知を含む）

- ①②コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑥発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑦取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

価格転嫁の状況【コスト全般】

価格転嫁率は今回初めて公表

- 価格転嫁できた割合は、転嫁率 (※) が3月の約4割 (41.7%) から**5割弱 (46.9%)** へ増加し、全く転嫁できていない企業の割合が減少するなど (3月22.6%⇒ 9月20.2%)、**全体として好転**。

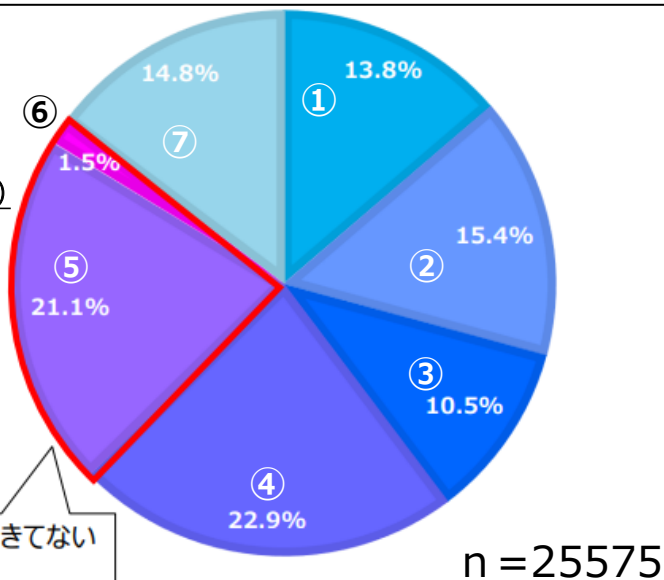
(※) 転嫁率：受注側中小企業のコスト上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格上昇(転嫁)に応じたかの割合

- 一方で、⑥コストが上昇したにも関わらず、逆に減額された企業の割合は増加 (3月1.5%⇒ 9月3.9%)

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

3月結果

転嫁率(コスト全体)
:41.7%

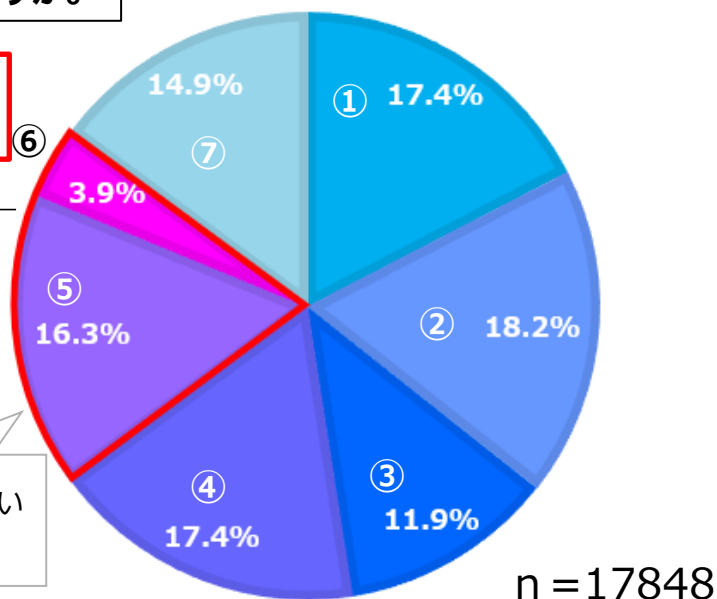


- ①10割
- ②9割～7割程度
- ③6割～4割程度
- ④3割～1割程度
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

9月結果

転嫁率(コスト全体)
:46.9%

価格転嫁できていない
20.2%



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

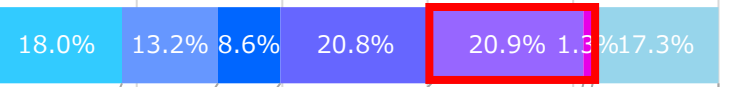
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の価格転嫁の状況は好転。（3月44.2%⇒9月48.1%）
- 他方で、労務費、エネルギーコストは、3月時点に引き続き、転嫁が比較的進んでいない状況。

3月結果

価格転嫁できていない 22.2% n=25575

原材料費



転嫁率:44.2%

労務費



転嫁率:32.3%

エネルギーコスト



転嫁率:32.4%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

- ①10割
- ②9割～7割程度
- ③6割～4割程度
- ④3割～1割程度
- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等）
- ⑦価格改定は行われていない（費用が上昇していないため）

9月結果

価格転嫁できていない 19.1% n=17848

原材料費



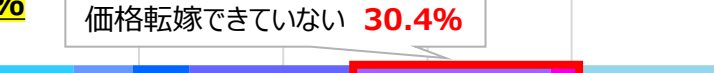
転嫁率:48.1%

労務費



転嫁率:32.9%

エネルギーコスト



転嫁率:29.9%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等）
- ⑦価格改定は行われていない（費用が上昇していないため）

価格転嫁状況の業種別ランキング (価格転嫁に応じた業種)

- 業種ごとの転嫁率では、転嫁に応じている業種は、石油製品・石炭製品製造、機械製造、製薬 等。
転嫁に応じていない業種は、トラック運送、通信、放送コンテンツ 等。

| | | コスト増に 対する転嫁率 | 各要素別の転嫁率 | | |
|----|---------------|-----------------|----------|-------|-------|
| | | | 労務費 | 原材料費 | エネルギー |
| ① | 全体 | 46.9% | 32.9% | 48.1% | 29.9% |
| 1 | 石油製品・石炭製品製造 | 56.2% | 40.1% | 52.7% | 41.5% |
| 2 | 機械製造 | 55.5% | 34.9% | 57.6% | 33.3% |
| 3 | 製薬 | 55.3% | 36.7% | 55.2% | 40.0% |
| 4 | 造船 | 54.4% | 37.8% | 53.4% | 39.3% |
| 5 | 卸売 | 54.2% | 35.0% | 53.8% | 35.6% |
| 6 | 電機・情報通信機器 | 53.2% | 35.6% | 56.3% | 30.1% |
| 7 | 化学 | 53.1% | 32.3% | 57.1% | 31.1% |
| 8 | 建材・住宅設備 | 52.7% | 33.4% | 53.4% | 32.5% |
| 9 | 鉱業・採石・砂利採取 | 52.0% | 31.4% | 44.5% | 37.3% |
| 10 | 食品製造 | 51.2% | 35.2% | 54.2% | 35.2% |
| 11 | 金属 | 49.1% | 31.3% | 54.5% | 30.2% |
| 12 | 繊維 | 48.7% | 34.2% | 47.2% | 35.0% |
| ② | 紙・紙加工 | 48.5% | 28.7% | 48.6% | 30.7% |
| 14 | 電気・ガス・熱供給・水道 | 47.8% | 34.1% | 48.9% | 31.0% |
| 15 | 飲食サービス | 46.9% | 22.3% | 50.1% | 21.2% |
| 16 | 小売 | 46.6% | 29.5% | 48.0% | 28.3% |
| 17 | 建設 | 44.8% | 38.2% | 45.2% | 31.5% |
| 18 | 不動産・物品賃貸 | 44.8% | 36.7% | 46.9% | 34.6% |
| 19 | 印刷 | 44.7% | 22.6% | 46.6% | 21.6% |
| 20 | 自動車・自動車部品 | 43.0% | 22.4% | 49.8% | 23.9% |
| 21 | 広告 | 38.9% | 30.5% | 46.3% | 27.7% |
| 22 | 金融・保険 | 38.4% | 28.6% | 43.2% | 21.7% |
| 23 | 情報サービス・ソフトウェア | 37.1% | 46.3% | 21.1% | 17.5% |
| 24 | 廃棄物処理 | 32.1% | 30.0% | 31.4% | 33.0% |
| 25 | 放送コンテンツ | 26.5% | 39.1% | 22.6% | 18.1% |
| 26 | 通信 | 21.3% | 27.2% | 26.3% | 17.9% |
| 27 | トラック運送 | 20.6% | 15.5% | 17.8% | 19.2% |
| - | その他 | 43.1% | 31.4% | 42.6% | 27.3% |

【評価方法】

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、**1社ごと**に、**直近6ヶ月(2022年3月~2022年9月)のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか**について回答を依頼。得られた回答を取引先の業種ごとに名寄せし、**業種ごとの転嫁率を単純平均で算出**したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

| 回答欄選択肢 | 転嫁率 |
|--------|--------------|
| 10割 | 100%転嫁できたと計算 |
| 9割 | 90% |
| 8割 | 80% |
| 7割 | 70% |
| 6割 | 60% |
| 5割 | 50% |
| 4割 | 40% |
| 3割 | 30% |
| 2割 | 20% |
| 1割 | 10% |
| 0割 | 0% |
| マイナス | -30% |

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

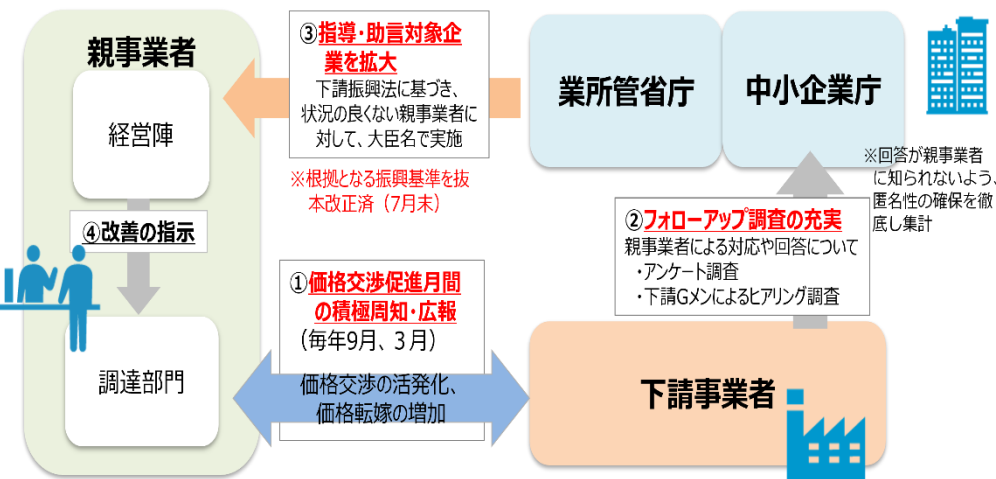
※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

n=17848

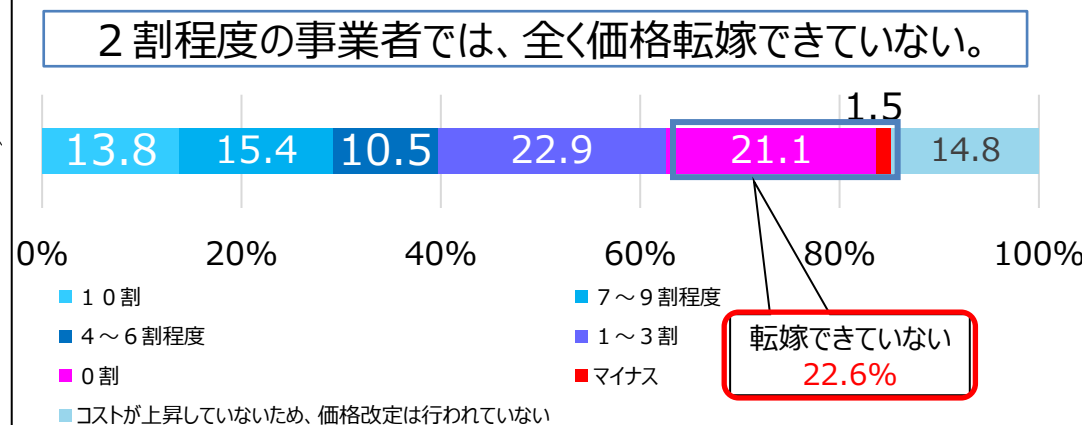
中小企業取引対策事業【令和4年度補正 4.8億円】

- 9月と3月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、価格交渉や価格転嫁の実現状況について、下請事業者へのアンケートによりフォローアップ調査を実施。2023年3月のフォローアップより、アンケート送付企業数を15万社から30万社へと倍増。
- 下請Gメンを約50名増員（248名→300名）し、中小企業から取引実態の把握体制を拡充。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対しては、業所管の大臣名で指導・助言を実施。アンケートと下請Gメンの拡充を踏まえ、親事業者への指導・助言の対象企業拡大に取り組む。価格転嫁に向けたサイクルを回すことにより、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。
- また、インボイス制度導入の取引に与える影響や消費税転嫁の現状を把握することを目的としたアンケート調査も実施。

＜価格転嫁に向けたのサイクル＞



＜価格転嫁の実現割合＞ (2022年3月価格交渉促進月間 結果)



1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援
2. 価格転嫁対策の更なる強化
- 3. 中小企業が生み出す付加価値の向上**
 - (1) 事業再構築補助金の拡充**
 - (2) 生産性革命推進事業の拡充
 - (3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応
4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて
5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント

事業再構築補助金【令和4年度第二次補正 5,800億円】

- 事業再構築補助金において、**新分野展開・業態転換の取組を支援**。その中で、**成長分野への転換を図る事業者(成長枠)**については、グリーン成長枠と同様に**売上減少要件を撤廃**。また、**大胆な賃上げ**に取り組む事業者に**更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)**を付与。
- さらに、事業終了後3～5年以内に、**中小・中堅企業から中堅・大企業への卒業を達成した事業者に対しては、同額の補助金を追給**できる仕組みを導入(卒業促進枠)。
- 一方で、**市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰**を図る事業者を対象とする**支援枠を新設**。業況が厳しい事業者についても、**引き続き高い補助率**で支援。
- 令和4年度補正分については、**3月下旬頃公募開始予定**。

成長枠

グリーン成長枠



大規模賃金引上げ

卒業促進(中小・中堅から中堅・大企業へ)

【成長分野への転換の支援】

- ・市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「**成長枠**」を新設。また、「**グリーン成長枠**」について、研究開発等の要件を2→1年に短縮等した「**エントリークラス**」を新設し、裾野拡大。
- ・事業終了後3～5年で**中小・中堅企業から中堅・大企業へ卒業した場合に上限が2倍**となる「**卒業促進枠**」も新たに用意。

【賃上げに対する支援】

- ・グリーン成長枠・成長枠において、**補助事業期間内に事業場内最低賃金を年45円以上引上げた場合等に補助率を1/2→2/3に引上げ**。また**事業終了後3～5年**で同水準等を達成すれば**上限3,000万円増**。

産業構造転換枠

サプライチェーン強靱化枠

【産業構造転換等の促進】

- ・市場規模が10%以上縮小する業種・業態からの転換を支援する「**産業構造転換枠**」を新設し、**廃業費がある場合、上限を2,000万円上乗せ**。海外から**国内への回帰等を促進する「サプライチェーン強靱化枠」**(上限5億円、補助率1/2)も新設。

物価高騰対策・回復再生応援枠

最低賃金枠

【業況が厳しい事業者への支援】

- ・**新型コロナや物価高等**により業況が厳しい事業者や、**最低賃金引上げの影響**を大きく受ける事業者を**引き続き手厚く支援**(補助率:2/3～3/4、**売上減少▲10%**等が要件)。

(参考) 事業再構築補助金の制度概要

産業構造転換等を促進(新設)

業況が厳しい事業者向け

成長分野へ(売上減少要件撤廃)

| | | 最低賃金枠 | 物価高騰対策・回復再生応援枠 | 産業構造転換枠※2 | 成長枠※4 | グリーン成長枠 | | サプライチェーン強靱化枠 |
|------|------|-----------|----------------|-------------|--|-------------------|----------------|--------------|
| | | | | | | エントリー(R&D1年等) | スタンダード(R&D2年等) | |
| 上限 | | 最大1,500万円 | 最大3,000万円 | 最大※37,000万円 | 最大7,000万円 | 最大8,000万円(中堅1億円) | 1億円(中堅1.5億円) | 最大5億円 |
| 補助率 | 中小 | 3/4 | 3/4(一部2/3) | 2/3 | 1/2 (大規模賃上達成で2/3) 【大規模賃上げ要件】 事業終了時点で①事業場内最低賃金+45円、 ②給与支給総額+6% | | | 1/2 |
| | 中堅 | 2/3 | 2/3(一部1/2) | 1/2 | | 1/3 (大規模賃上達成で1/2) | | |
| 要件※1 | 付加価値 | +3% /年 | | +3% /年 | +4% /年 | +5% /年 | | +5%/年 |
| | 給与支給 | - | | - | 事業終了後3~5年で給与支給総額年率平均+2% | | | 同左 |
| | 売上減少 | ▲10% | | - | - | | | - |

- (※1)付加価値要件は事業終了後3~5年内の付加価値額 or 付加価値額/従業員
- (※2)過去 or 中長期の市場規模が10年で▲10%の業種・業態に属することが要件
- (※3)廃業を伴う場合、補助上限を2,000万円上乘せ
- (※4)「過去 or 中長期の市場規模が10年で+10%の業種・業態で再構築を行うこと」が要件

- 大規模賃金引上げ：上限3,000万円上乘せ
 【要件】
 事業終了後3~5年の間、①事業場内最低賃金+45円/年、
 ②従業員数年率平均+1.5%/年
- 中小・中堅から中堅・大企業への卒業：上限を2倍に引上げ

事業再構築補助金による産業構造転換等の促進

- 事業再構築補助金において、**国内市場の縮小等が見込まれる業種・業態からの構造転換**を促すため、**市場規模が10%以上減少**する業種・業態からの事業再構築(新分野展開)を促す「**産業構造転換枠**」を新設し、高い補助率で支援。
- また、**円安環境**を活かして**海外における生産機能を国内回帰**させ、国内で新たに投資する事業者を支援する「**サプライチェーン強靱化枠**」を新設。

<産業構造転換枠>

| | | |
|---------|----|---------------------------------------|
| 上限 | | 最大7,000万円※ ¹ |
| 補助率 | 中小 | 2/3 |
| | 中堅 | 1/2 |
| 付加価値要件※ | | +3% /年 |
| 給与支給要件 | | - |
| 売上減少要件 | | - |
| 要件 | | ・過去 or 中長期の市場規模が10年で▲10%の業種・業態に属すること等 |

<サプライチェーン強靱化枠>

| | | |
|---------|----|---|
| 上限 | | 最大5億円 (建物費を含まない場合は3億円) |
| 補助率 | 中小 | 1/2 |
| | 中堅 | 1/3 |
| 付加価値要件※ | | +5% /年 |
| 給与支給要件 | | 事業終了後3~5年で 給与支給総額年率平均+2% |
| 売上減少要件 | | - |
| 要件 | | ・「国内回帰」の定義に該当すること ・取引先から国内での増産要請があること ・一定の賃金引上げ 等 |

(※1) 廃業を伴う場合、2,000万円上乘せ

(※2) 付加価値要件は事業終了後3~5年内の付加価値額 or 付加価値額/従業員

<国内回帰の定義>

海外で製造等する製品について、国内で製造拠点を整備し、その製造方法を相当程度変更すること

1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援
2. 価格転嫁対策の更なる強化
- 3. 中小企業が生み出す付加価値の向上**
 - (1) 事業再構築補助金の拡充
 - (2) 生産性革命推進事業の拡充**
 - (3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応
4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて
5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント

生産性革命推進事業【令和4年度第二次補正 2,000億円（国庫債務負担行為含め4,000億円）】

- **生産性革命推進事業**は、設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等への支援を通じて、中小企業・小規模事業者の**生産性を向上させることを目的**とした事業であり、令和元年より(独)中小機構の交付金事業として実施。
- 特に、**賃上げやインボイス導入**、GX・DX等の事業環境変化に対応する事業者に対して、通常より**補助率や補助上限額を引き上げ、重点的に支援**。
- 令和4年度第二次補正において2,000億円を積み増し、さらに令和4～6年度の国庫債務負担行為を確保。これにより**継続的な切れ目ない支援を実現**。

(1) ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業等による新商品・サービス開発、プロセス改善のための設備投資等を支援

(2) 持続化補助金

小規模事業者等による販路開拓等を支援

(3) IT導入補助金

バックオフィス効率化、インボイス制度への対応を見据えたITツール導入等を支援

(4) 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ前後の設備投資等や事業引継ぎ時の専門家費用等を支援

ものづくり補助金【生産性革命推進事業（令和4年度第二次補正 2,000億円）の内数】

- 新型コロナや物価高等の厳しい事業環境の中、中小企業の前向きな成長投資を支援し、生産性を向上。グリーン枠を3段階に細分化。また、グローバル市場開拓枠を拡充し、下限値を100万円まで引下げ、ブランディング・プロモーション費用も対象化。
- 生産性向上を原資として大規模な賃上げを行った場合に上限額を最大1,000万円上乘せ。
- **令和4年度補正分については、1月11日公募開始。**

| | 回復型賃上げ・雇用拡大枠 | 通常枠 | デジタル枠 | グリーン枠 | | | グローバル市場開拓枠 |
|------|---|---------------|---------------|---------------|-------------------|--|----------------------|
| | | | | エントリー | スタンダード | アドバンス | |
| 要件 | 事業終了後3~5年以内に、 ①給与支給総額年率+1.5%、②事業場内最低賃金を地域別最賃+30円、③付加価値額年率+3% | | | | | | |
| 上限※1 | 最大 1,250万円 | 最大 1,250万円 | 最大 1,250万円 | 最大 2,000万円 | 最大 4,000万円 | 最大 3,000万円 下限値を 1,000→100 万円に引下げ | |
| | | | | | | | |
| 補助率 | 2/3 | 1/2※ | 2/3 | 2/3 | | | 1/2※ |
| 備考 | 前年度赤字の事業者限定 | | | | 機械装置の撤去費用を対象経費に追加 | | ブランディング・プロモーション費用を追加 |

※1: 従業員人数により補助上限額が変動

※2: 小規模事業者・再生事業者は2/3

グリーン枠を3段階に細分化

対象を拡大

| | | | |
|--------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 温室効果ガス 排出削減の 取組度合い | エントリー | スタンダード | アドバンス |
| | 節電呼びかけ等の 初歩的な段階 | 高度な取組 (例: バイオマス素材 への変更) | 省エネ法定期報告 S評価、省エネ診 断実施 等 |

小規模事業者持続化補助金【生産性革命推進事業（令和4年度第二次補正 2,000億円）の内数】

- 小規模事業者持続化補助金は、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う小規模事業者による販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する小規模事業者**に対して、**補助上限額を一律50万円引上げ**（インボイス枠の拡大）。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、**インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費**も含めることが可能。

<補助上限額>

| | 通常枠 | 賃金引上枠 | 卒業枠 | 後継者支援枠 | 創業枠 |
|------------|-------|-------|-------|--------|-----|
| インボイス発行事業者 | 100万円 | | 250万円 | | |
| 上記以外の申請者 | 50万円 | | 200万円 | | |

免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する事業者**には、補助上限額を一律**50万円上乗せ**

<制度概要>

- [対象] **小規模事業者**
- [補助上限額] **50～250万円**（下表参照）
- [補助率] **2/3**（賃金引上枠のうち赤字事業者は**3/4**）
- [補助対象経費]
機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等
- [事業実施例]
商品のHP制作、店舗改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発 等

<商工団体による支援>

商工会・商工会議所の**経営指導員**が補助金申請を**伴走支援**

①現状分析

- ・自社の製品・サービスの販売状況
- ・顧客や競合の将来の見通し 等



②経営計画策定

- ・**販路拡大**に向けた経営計画の**作成支援**

IT導入補助金【生産性革命推進事業（令和4年度第二次補正 2,000億円）の内数】

- 中小企業の業務効率化やDXを推進するため、ITツール等の導入費用を支援。
- **インボイス対応に必要なITツール**(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト)導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、**補助率引上げ**、**クラウド利用料(2年分)**、**PC等のハード購入補助を引き続き実施**。加えて、**安価なITツール導入も可能**とするため、**補助下限額を撤廃**(従来の補助下限値は5万円)。
- 令和4年度補正分については、3月以降に公募受付開始予定。

| 枠名 | 通常枠 | | セキュリティ対策推進枠 | デジタル化基盤導入枠 | | | | |
|----------|---|-----------------------|--------------------|--|-----------------|------------------|------------------|---|
| | A類型 | B類型 | — | デジタル化基盤導入類型 | | | 複数社連携IT導入類型 | |
| 補助額 | 5万円～ 150万円 未満 | 150万円～ 450万円 以下 | 5万円～ 100万円 | ITツール ～50万円 以下 ※ 下限額 撤廃 | 50万円超～ 350万円 | PC等 ～10 万円 | レジ等 ～20 万円 | (a) デジタル化基盤導入 類型の対象経費 ⇒補助額・補助率ともに同 類型と同じ (b) (a)以外の経費 ⇒補助上限額:50万円× グループ構成員数 ⇒補助率は2/3 ※補助上限額は3,000万円/事業+ 事務費・専門家費 |
| 補助率 | 1/2以内 | | | 3/4 以内 | 2/3 以内 | 1/2 以内 | | |
| 対象 経費 | ソフトウェア購入費 クラウド利用費(最大2 年分)、導入関連費 | | サービス利用料 (最大2年分) | ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費 | | | | |

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
(IT導入補助金2022 第19次締切回 (令和5年1月20日～2月16日申請受付) から適用)

事業承継・引継ぎ補助金【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

- 事業承継やM&Aに係る設備投資等、M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュー・ディリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)を補助。
- 賃上げを実施する事業者については、補助上限額を200万円引上げ(経営革新事業のみ)。

経営革新事業

| | |
|------|---------|
| 補助率 | 1/2～2/3 |
| 補助上限 | 600万円 |

一定の賃上げを実施する事業者

補助上限額を200万円引上げ
(補助率1/2)

【賃上げ要件】

事業終了時に事業場内最低賃金が地域内最低賃金+30円
(既に達成している事業者は、事業場内最低賃金+30円)

| | |
|-----|--|
| 対象者 | <p>経営者交代(親族内承継等※)、M&A、経営資源引継ぎ型創業のいずれかを行った事業者</p> <p>※実施予定者も含む</p> |
| 要件 | <p>○中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当</p> <p>※上記に該当しない場合は補助率1/2</p> <p>○付加価値額 or 付加価値額/人、が+3%</p> <p>○グリーン、D X、事業再構築に資する取組のいずれかに取組む者</p> |

専門家活用事業

| | |
|------|-------------------|
| 補助率 | 1/2～2/3 |
| 補助上限 | 600万円 |
| | ※M&Aが未成約の場合は300万円 |

※FA・仲介費用は、M&A支援機関登録制度に登録されたFA・仲介業者による支援費用のみ対象

登録M&A支援
機関はこちら



※売り手支援型は、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、のいずれかに該当する場合は補助率2/3。
いずれにも該当しない場合は補助率1/2。

1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援

2. 価格転嫁対策の更なる強化

3. 中小企業が生み出す付加価値の向上

(1) 事業再構築補助金の拡充

(2) 生産性革命推進事業の拡充

**(3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応**

4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて

5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント

新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに
輸出を始めませんか？

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

🔍 ジェトロ



ジェトロの専用ポータルサイトで登録すると、
専門家が個別にカウンセリングして支援策を提案します。

輸出かあ～
トライして
みるか！



新規輸出1万者支援プログラム

「はじめて輸出」を応援します※

はい！
お手伝い
させて
ください。



それぞれの皆様に最適なサポートをご提案します。

まずはプログラムにご登録ください。
ご登録は無料です。



新規輸出 1 万者支援プログラム

- 円安を好機に新たに輸出に取り組む事業者を応援するため経済対策に盛り込まれた「**新規輸出 1 万者支援プログラム**」を、補正予算の成立を受け、**12月16日(金)から開始**。
- ポータルサイトで登録した企業に、**個別カウンセリングで最適な支援策を紹介**。

商工会

商工会議所

中小企業団体中央会

金融機関

など

周知・紹介

新規輸出に挑戦する事業者

登録

JETRO「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイト・相談窓口

個別カウンセリングで支援策を提案

輸出相談

- 輸出に精通した専門家が輸出の可能性について個別相談
- 輸出に向けた経営計画の立案から具体的な準備まで伴走支援

ものづくり補助金 持続化補助金

- 輸出向け商品に必要な設備導入の補助
- PR動画やSNS発信の補助
- 越境ECサイトに掲載するウェブページ作成の補助

JETROによる支援

- 海外ECサイトを活用した販路開拓支援
- 輸出商社とのマッチング
- 専門家による伴走支援
- 新輸出大国コンソーシアム支援機関と連携した支援

JAPANブランド育成支援等事業のものづくり補助金への統合

- 令和4年度第二次補正より、**JAPANブランド育成支援等事業**を、ものづくり補助金のグローバル市場開拓枠（さらにその内数として「**海外市場開拓(JAPANブランド)類型**」を設置）に**統合・一本化**。
- 従来のJAPANブランド育成支援等事業と同様にブランディングやプロモーションも補助対象であり、さらに**補助金額の幅が100万円～3,000万円に拡大**。

<補助事業の範囲>

| 事業名 | 市場調査 | 商品開発 | ブランディング | プロモーション | 補助金額 (下限～上限) | 補助率 |
|--|------|------|---------|---------|---|--------------------------|
| 令和4年度第二次補正 ものづくり補助金 グローバル市場開拓枠 海外市場開拓 (JAPANブランド) 類型 | ×※ | ○ | ○ | ○ | 100万円～ 3,000万円 | 1/2 小規模事業者 2/3 |
| 令和4年度当初 (参考) JAPANブランド事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | 200万円～ 500万円 (連携体では最大2,000万円) | 2/3 |

※市場調査は、中小機構・JETRO等による他の支援事業で支援。

(参考) 補助対象要件

| 項目 | 要件 |
|------------------------|--|
| ものづくり補助金共通 | ✓ 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値額 +3%/年以上 ・ 給与支給総額 +1.5%以上/年 ・ 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 +30円 ✓ 単価50万円（税抜き）以上の設備投資 |
| 海外市場開拓(JAPANブランド) 類型特有 | ✓ 国内に補助事業実施場所を有し、製品等の販売先の2分の1以上が海外顧客となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。 ✓ 応募申請時に、具体的な想定顧客が分かる海外市場調査報告書、実績報告時に、想定顧客による試作品等の性能評価報告書を追加提出すること。 |

面的地域価値の向上・消費創出事業【令和4年度補正 10億円】

- コロナ禍による来街者ニーズの多様化や、足元の円安メリットを活かしたインバウンドの回復等が期待される中、商店街等が自らの魅力・地域資源等を用いて実施する滞留・交流空間整備や消費創出事業等を支援。
- その際、地域活性化等の知見を有する専門家が伴走し、事業実施中における定期的な効果測定及びそれに基づくアドバイス等を重ねることで、地域の面的な「稼ぐ力」の向上に繋げる。

| 補助対象者 | 補助率・補助額・補助対象経費 | 要件 |
|----------------------|---|---|
| ①商店街組織 ②まちづくり会社 等 | 補助率：2 / 3 補助額：下限 200万円、上限3,000万円 補助対象経費： <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドを含む域外需要を取り込むための体験事業、回遊促進事業、HP改修等に係る経費 ・滞留・交流スペース整備、エリア景観整備等に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の魅力・コンセプト等を再定義 ● 専門家による伴走支援を受ける ● 地方公共団体との連携・協働 等 |

域外需要を取り込む地域資源等の活用

<事業イメージ>

地元グルメ・食材を
活用した需要獲得



地域伝統等を
活かした需要獲得



歴史文化を
活かした需要獲得



など

+

専門家

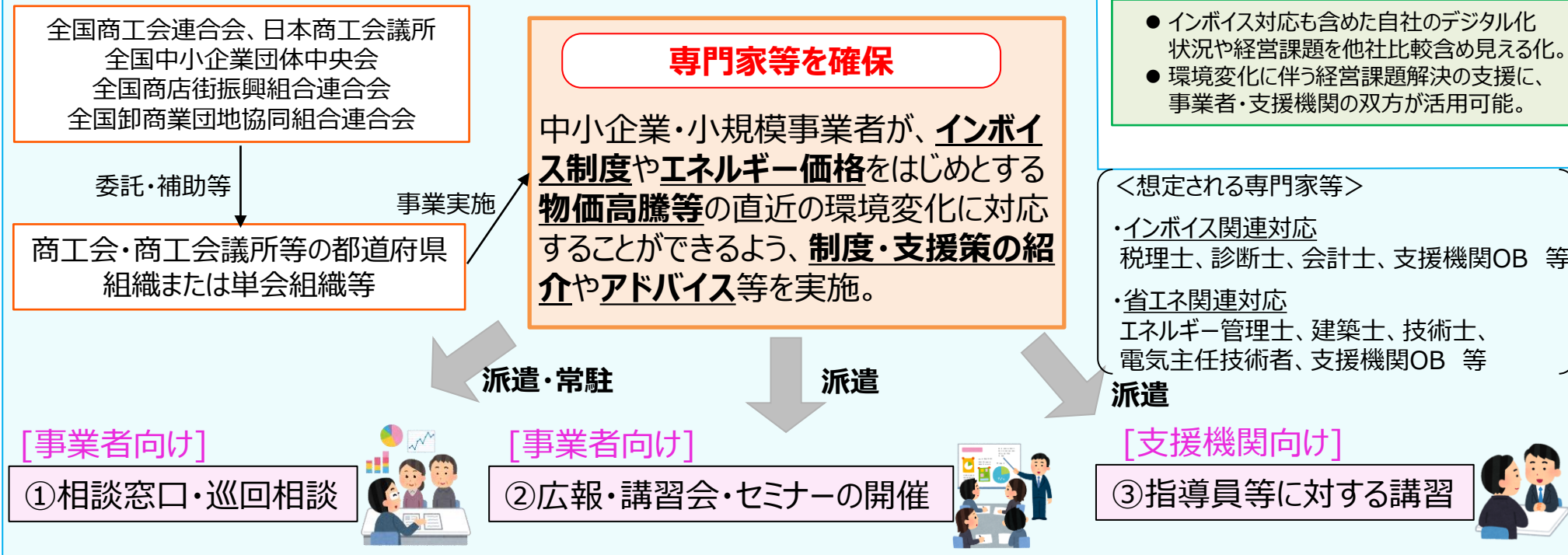
面的伴走支援

〔 定期的な、
・効果測定
・アドバイス など 〕

事業環境変化対応型支援事業【令和4年度補正 113億円】

- **インボイス制度の導入、エネルギー価格の高騰等の様々な環境変化に伴う経営課題**に直面する中小企業・小規模事業者を支援するため、**支援ツール「みらデジ」の整備、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習、よろず支援拠点**における**コーディネーターの増員**等を通じて、相談体制を拡充。
- 地域企業等の**DX投資を加速**させるため、**DX戦略策定支援や実証事業、DX認定企業の分析**等を実施。

<経営相談体制強化事業>



<よろず支援拠点の体制拡充>

インボイス導入、物価高騰等を含めた様々な**経営課題にワンストップ**で対応する相談窓口として各都道府県に設置された**よろず支援拠点の体制を強化**。

<地域DX促進環境整備事業>

地域企業のDXに向けて、産学官金の専門家による課題分析やDX戦略策定等の**伴走支援**等を実施。また、**多数の地域企業等が連携した実証事業**を支援。

<DX促進制度基盤整備事業>

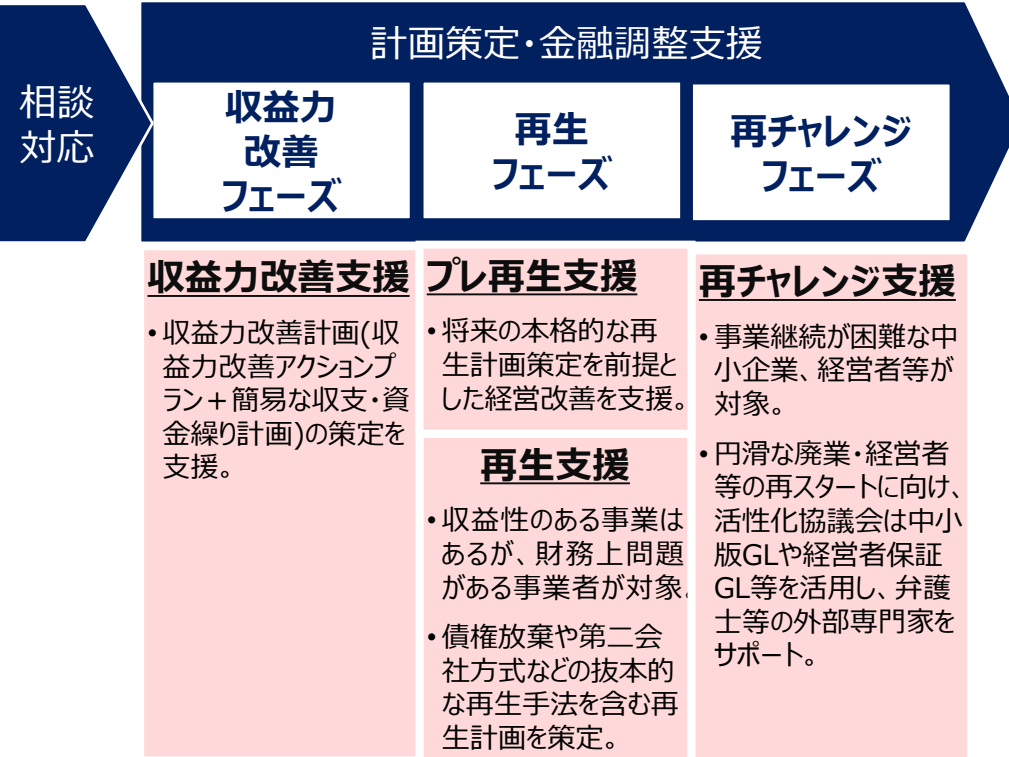
(独)情報処理推進機構がDX認定企業の取組を**分析**し、**DXに取り組む際のポイント等を公表**し、優良な取組の地域への波及を図る。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【令和4年度補正 67億円】

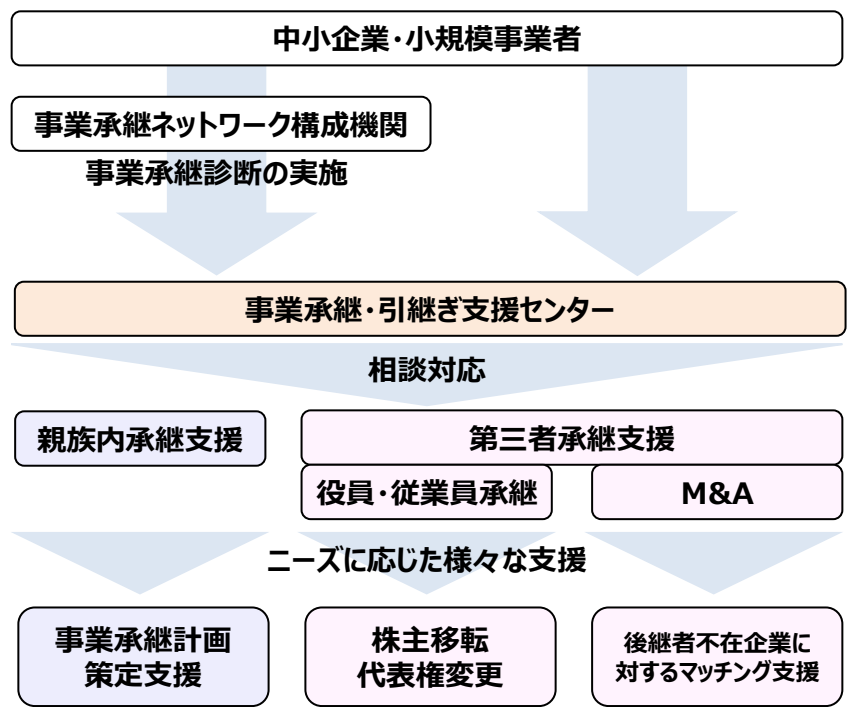
- 今後、再生計画策定支援の対象件数が大幅に増加することが見込まれることから、全国に設置された中小企業活性化協議会における専門家による支援体制を拡充。
- また、全国に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業に対するマッチング支援、プッシュ型の事業承継診断、事業承継計画策定支援、企業価値評価ツールやPMI※の実証等を実施するための体制を拡充。

※Post Merger Integration : M&A成立後に行われる組織統合に向けた作業

<中小企業活性化協議会の支援概要>



<事業承継・引継ぎセンターの支援概要>



1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援

2. 価格転嫁対策の更なる強化

3. 中小企業が生み出す付加価値の向上

(1) 事業再構築補助金の拡充

(2) 生産性革命推進事業の拡充

(3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応

4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて

5. 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント

中小企業の円滑なインボイス制度への対応に向けた取組

- 免税事業者である中小企業がインボイス制度に円滑に対応するため、令和4年度第二次補正予算等を活用し、支援体制を整備。
- 具体的には、商工会・商工会議所等の相談体制を充実化し、仮に課税転換を選択する場合には、IT導入補助金による負担軽減、小規模事業者持続化補助金による販路開拓等の支援を実施。加えて、課税転換しないことを選択した免税事業者についても、取引上の影響を軽減すべく、独禁法や下請法等を通じた取組を行っていく。

取組①：制度の理解促進と相談体制強化

- 令和4年度補正予算において、商工会・商工会議所、よろず支援拠点等の支援体制を強化。制度の周知・広報とともに、免税事業者(主にBtoB取引)からのインボイス制度に関連する相談等に対応できる十分な体制を確保。

免税

取組④：免税事業者に関する取引実態の把握

- 独禁法や下請法等に関するQ&Aを公表済み。
- 書面調査や、下請Gメンのヒアリングによる状況把握。
- 令和4年補正予算においても、制度導入にかかる取引実態調査を実施。

課税転換

取組②：ITツールの導入促進(事務負担軽減)

- インボイス対応のための会計ソフト等の導入を支援(専門家によるサポート費用も対象)。
- 令和4年度補正予算において、補助下限(5万円)を撤廃し、比較的安価な会計ソフト等も補助対象に追加(1月20日公募回からスタート)。さらに補助対象も拡大。

課税転換

取組③：課税転換に伴う販路開拓支援

- 販路開拓等の取組を支援する持続化補助金について、令和4年度補正において、課税転換を選択する免税事業者に対して、賃上げ枠等全ての枠で補助上限を50万円上乘せ。
- 税理士への相談等に係る費用も補助対象。

(1) 中小企業向け相談体制の強化

- 中小企業の様々なニーズにきめ細かく対応するため、全国ワンストップで商工会・商工会議所・よろず支援拠点・専門家等の相談先を紹介できる受付窓口を設置予定。



免税事業者（課税売上高が1,000万円以下の個人事業者等）

インボイスコールセンター（国税庁）
（インボイス制度に関する税の一般的な問い合わせ）

中小企業・小規模事業者
インボイス相談受付窓口
（全国ワンストップの商工会・商工会議所・
よろず支援拠点・専門家等への窓口）

税務署
（登録申請手続きに関する案内、
インボイス制度に関する税の個別相談）

商工会・商工会議所・
よろず支援拠点・専門家等
（経営指導員・税理士等による相談対応、補助金に関する紹介）

(1) 中小企業向け相談体制の強化（支援機関の体制強化）

- 中小企業への経営支援は、よろず支援拠点及び全国各地の商工会・商工会議所等の各支援機関が中心となって実施。
- 今後、インボイス等の相談が急増することを見込み、令和4年度第二次補正予算を活用し、支援機関における経営相談体制を抜本的に強化。個別相談、セミナー開催、等により手厚い支援を実施。

| | よろず支援拠点 | 商工会議所 | 商工会 |
|------------------------------------|--|---|---|
| |  |  |  |
| 現在の支援員による 相談件数 ※カッコ内は現在の支援員数 | 約32万件 (約600人) | 約186万件 (約3,400人) | 約312万件 (約4,100人) |

R4 補正による強化概要

| | | | |
|---|-------|---------|---------|
| 追加の相談員による 相談件数(想定) ^{※1, ※2} | 約18万件 | 約8万件 | 約40万件 |
| セミナー実施回数 (想定) ^{※1} | 約900回 | 約1,000回 | 約1,300回 |

※1 インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。

※2 常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

(2) 事務負担の軽減 (IT導入補助金)

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円)の内数】

- IT導入補助金において、インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援。インボイス対応用の安価なITツール導入も補助対象とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年1月20日からの公募回から適用。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象とする。

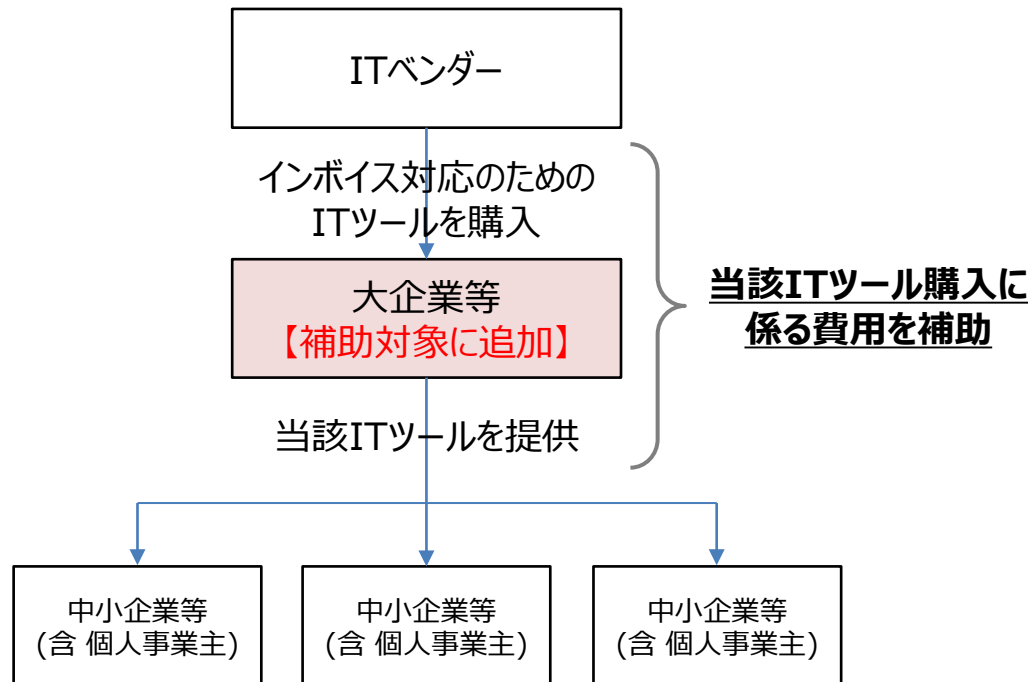
【補助下限額の撤廃】

| 類型名 | デジタル化基盤導入類型 | | | |
|------|---|-------------|-------|-------|
| 補助額 | ITツール(会計・受発注・決済・ECソフト) | PC等 | レジ等 | |
| | ~50万円以下 ※補助下限額撤廃 | 50万円超~350万円 | ~10万円 | ~20万円 |
| 補助率 | 3/4以内 | 2/3以内 | 1/2以内 | |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む) | | | |

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
 (第19次締切回(令和5年1月20日~2月16日申請受付)から適用。)

【補助対象の拡大】

【例】大企業Aが、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、Aが費用負担した上で当該ITツールを中小企業等である取引相手Bに利用させる。この場合、AのITツール購入に係る費用を補助支援。



(3) 販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金）

【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ。（令和5年3月（第12回公募）以降、導入予定）
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能。

<令和4年度補正における補助上限額の引上げ>

| | 通常枠 | 賃金引上枠 | 卒業枠 | 後継者支援枠 | 創業枠 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| インボイス発行事業者 | 100万円 | 250万円 | 250万円 | 250万円 | 250万円 |
| 上記以外の申請者 | 50万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 |

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者には、補助上限額を一律50万円上乗せ

<制度概要>

- 【対象】 小規模事業者
- 【補助率】 2/3（賃金引上枠のうち赤字事業者は3/4）
- 【補助対象経費】 税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

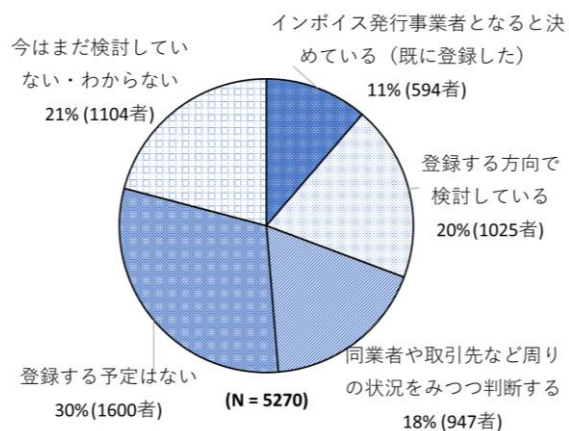
(4) 課税転換しない免税事業者への取引上の配慮

- 課税転換しないと選択した免税事業者についても、取引上の影響を軽減できるよう、取組を行っていく。具体的には、
 - ✓ 財務省、公正取引委員会、経済産業省、国交省が連名で、独禁法や下請法等に関するQ&Aを作成し、公表。
 - ✓ 書面調査や下請Gメンヒアリングによって実態把握を実施。書面調査の結果では、取引先からインボイス発行事業者としての登録を求められている事業者は、回答事業者全体の約5%。
 - ✓ 今後も継続して、取引実態把握を実施していく。

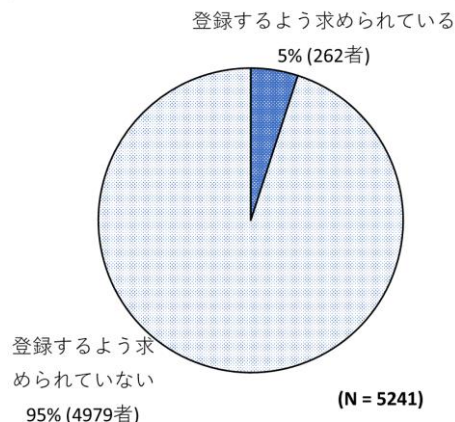
書面調査結果

約5,300者の免税事業者に対して、インボイス制度に係る取引実態について書面調査を実施したところ、回答は以下の通り（調査期間：令和4年9月9日～9月30日）。

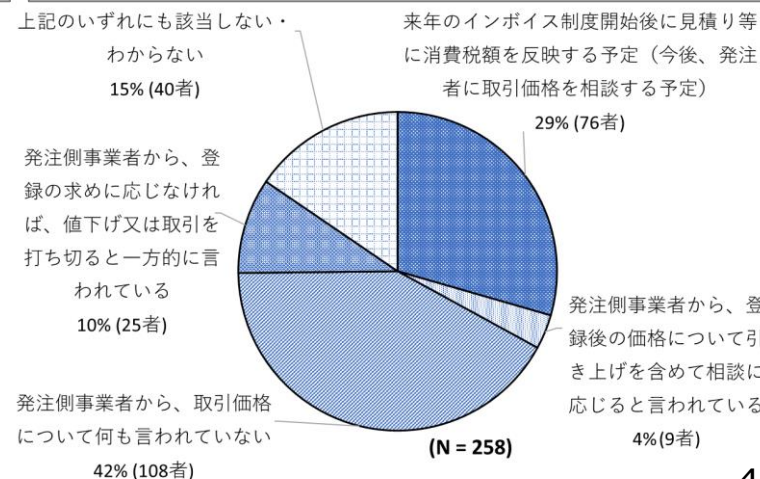
A) インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。



B) 現時点で、発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。



C) 発注側事業者との取引価格について、最も当てはまるものを選択してください。 ※問Bで「登録するよう求められている」と回答した事業者への設問



インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があります。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

独占禁止法等において問題となる行為

Q7

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような恣意等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

1. 厳しい状況にある事業者への資金繰り支援
2. 価格転嫁対策の更なる強化
3. 中小企業が生み出す付加価値の向上
 - (1) 事業再構築補助金の拡充
 - (2) 生産性革命推進事業の拡充
 - (3) 円安を契機にした輸出促進・インバウンド
需要喚起、喫緊の課題への対応
4. 中小企業のインボイス制度への円滑な対応に向けて
5. **令和4年度補正予算・令和5年度当初予算のポイント**

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント (令和4年度第2次補正・令和5年度当初)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナの長期化、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

| 中小企業対策費 | 令和4年度 | 令和5年度+令和4年度第2次補正 |
|---------|---------|---------------------|
| | 1,095億円 | 1,090億円 + 1兆1,191億円 |

【1】厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策

- 新たな借換制度の創設や金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等を通じて、業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を支援する。また、価格交渉促進月間や下請Gメン等を活用して取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

<資金繰り支援>

補正 中小企業等の資金繰り支援【2,981億円】(財務省計上分212億円含む)

新たな借換保証制度を創設。金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等を継続。

当初 日本政策金融公庫補給金【146億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施。

当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【35億円】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。

<価格転嫁対策>

当初 中小企業取引対策事業【24億円】+ **補正**【5億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ、下請Gメン(300名へ増員)等による取引実態の把握、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

【2】成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

●内外の環境変化によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、DX・GX推進や海外展開等による新たな市場獲得を支援する。

<事業再構築・生産性向上>

補正 中小企業等事業再構築促進事業【5,800億円】

新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。また、サプライチェーン強靱化枠を新設。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】 ※国庫債務負担含め総額4,000億円

(①ものづくり補助金、②小規模事業者持続化補助金、③IT導入補助金、④事業承継・引継ぎ補助金)

設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等への補助を通じた、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

補正 国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業【55億円】

ウクライナ情勢の変化により、供給途絶リスクが生じている原材料の安定供給対策のため、国内生産拠点等の確保を支援。

<DX・GX・海外展開>

当初 地域未来DX投資促進事業【15億円】 + **補正** 【事業環境変化対応型支援事業の内数】

地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

当初 グリーントランスフォーメーション対応支援事業 ※中小機構交付金の内数

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等により中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラルに向けた取組を支援。

補正 中小企業国際化総合支援事業【5億円】

海外展開を目指す中小企業等1万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。

<研究開発>

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【133億円】

大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

【3】創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

●創業・事業承継・引継ぎ(M&A)を契機として挑戦する中小企業・小規模事業者等を支援するため、創業の借入時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設、後継者同士のつながり強化、事業承継・引継ぎを支援する体制の拡充等を行う。

当初 後継者支援ネットワーク事業【2.1億円(新規)】

家業を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントを開催するとともに、それに係る事業の磨き上げを支援する。

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【157億円】 + **補正** 【67億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

補正 事業承継・引継ぎ補助金(再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数

補正 経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設【121億円】(財務省計上分97億円含む)

※資金繰り支援(2,981億円)の内数

【4】地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

- 地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

当初 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

当初 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【3.5億円】

地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。

補正 面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】

成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

当初 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【7.7億円】

地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

【5】伴走支援・人材確保支援等

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

<人材育成・マッチング>

当初 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.2億円】

経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

<相談体制の強化(伴走支援含む)等>

補正 事業環境変化対応型支援事業【113億円】

商工会・商工会議所等の相談対応の強化、よろず支援拠点コーディネーター増員等による体制強化、地域企業のDX促進支援等を実施。

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【37億円】

各都道府県によろず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初 小規模事業者対策推進等事業【54億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への経営相談や販路開拓等のサポートの体制を整備。

<その他>

当初 工業用水道事業費補助金【20億円】+ 補正【15億円】

地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援。

補正 なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和3・4年福島県沖地震)の継続措置【209億円】

税制改正事項

中小企業経営強化税制（延長）

経営力向上計画に基づく設備投資について即時償却又は税額控除を可能とする措置を延長。

中小企業投資促進税制（延長）

生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等について特別償却又は税額控除を可能とする措置を延長。

地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業の設備投資について特別償却又は税額控除を可能とする措置を拡充・延長。

中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）

中小企業の試験研究費の一定割合の税額控除を可能とする措置を拡充・延長。

法人税率の軽減（延長）

所得の800万円まで法人税の税率を19%から15%に軽減する措置を延長。

生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例（新設）

生産性向上や賃上げに向けた新規の設備投資について固定資産税を軽減する措置を新設。

中小企業防災・減災投資促進税制（拡充・延長）

災害や感染症の事前対策に資する設備投資について特別償却を可能とする措置を拡充・延長。